

議案第36号

目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月目黒区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「目黒区長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（目黒区長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される目黒区議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された目黒区議会議員の選挙については、なお従前の例による。

（説明） 公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）が施行されることに伴い、目黒区議会議員の選挙におけるビラの作成に係る公費負担に関して必要な事項を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条に定める1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>目黒区長の選挙の場合に限る。</u>以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者（<u>目黒区長の選挙の場合に限る。</u>）は、第8条に定める1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>